

訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護

ネストリンクス訪問入浴介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条

Nest Links 株式会社が開設するネストリンクス訪問入浴介護事業所(以下「事業所」という。)が行う指定訪問入浴介護(介護予防訪問入浴介護)の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護職員又は介護職員(以下「看護職員等」という。)が、要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)にある高齢者に対し、適正な指定訪問入浴介護(介護予防訪問入浴介護)を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

- 1 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、事業所の看護職員等は、要介護者の心身の特性を踏まえてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図る。
- 2 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、事業所の看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の支援を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を図る。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 ネストリンクス訪問入浴介護事業所
- ② 所在地 名古屋市南区柴田町1丁目17番地の1 サンヴェール柴田1F号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1)管理者 1名

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2)看護職員 1名以上 介護職員 2名以上

指定訪問入浴介護の提供は、1回の訪問につき、看護職員1人及び介護職員2人をもって行うものとし、指定介護予防訪問入浴介護の提供は、1回の訪問につき、看護職員1人及び介護職員1人をもって行うものとする。なお、利用者に対しては、事前に看護職員等の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう依頼し、入浴前の食事摂取を控え、室温を適温に調節し、気分が悪くなったときはすみやかに申し出ることを伝える。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(事業の内容及び利用料等)

第6条 事業の内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- ① 全身入浴
- ② 部分浴 (90/100)
- ③ 清拭 (90/100)

2 第8条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、実施地域を越える地点からその実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、1キロメートルあたり 20 円を徴収する。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第7条 看護職員等は、事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、名古屋市南区、大府市、東海市、知多市、知多郡東浦町、知多郡阿久比町、常滑市、半田市の区域とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第9条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- ① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、看護職員等その他の従業者に周知徹底を図ること。
- ② 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- ③ 事業所において、看護職員等その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年 1 回以上)実施すること。
- ④ 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(その他運営についての留意事項)

第 10 条 事業所は、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後 1 カ月以内
- ② 継続研修 年 2 回

2 看護職員等は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 看護職員等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は Nest Links 株式会社と事業所の管理者との協議に基づいて 定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 6 年 5 月 1 日から施行する。